

2月定例会 一般質問

平成29年3月8日
草の根 井原 寿加子

トランプ大統領が誕生してわずか1ヶ月あまり、中東諸国からの入国を禁止する大統領令に始まり、CNNやニューヨークタイムズをフェイク、偽りのニュースとして攻撃し、核兵器の増強まで言い出すなど、まさに、世界中が嵐に巻き込まれたかのようです。

そのトランプ氏とゴルフを一緒にし、ご満悦であった安倍首相ですが、最近では国会での連日の厳しい追求に苛立ちを隠せないようです。あの森友学園との浅からぬ縁が取り沙汰されていますが、政治の圧力により破格の安値で国有地が払い下げられたとすれば、到底許されることではありません。

一方、小池東京都知事の勢いは留まるところを知らず、夏の都議選をにらんでその人気があやかりたいと擦り寄る議員が相次いでいます。その小池さんが掲げる1枚看板が、東京大改革です。第一に都民ファースト、都民の視線で税金の無駄遣いをやめること。そのために、口利きや幹旋など古い体質の政治を排除すること。こうした改革が真に行われるのであれば、同じ女性として、エールを送りたいと思います。

この際、知事にも、山口大改革をぜひやっていただきたいと思います。

1. 本県の財政状況について

私は、毎年この2月定例会で、財政問題を取り上げてきました。その中で、わかりやすい指標として、借金残高と積立金に注目し、その改善を求めてきましたが、残念ながら、あまり成果をみることなく今日に至りました。

来年度の予算編成においても、最終的な財源不足39億円を基金の取り崩しで対応し、基金の残高見込みは再び100億円を下回り71億円となるなど、危機は一段と深刻化しています。これを受けて、知事は、「今後5年間で、自立した財政構造の確立を図る」と決意表明をされました。ようやく動き出されたということで評価しますが、同時に示された収支見直しを見ると、いくつか疑問に感じるがあります。

まず、歳出改革の効果として770億円が見込まれていますが、その中で、公債費の平準化が540億円、なんと70%強と大部分を占めています。初めて聞く言葉であり、公債費の平準化の具体的内容、メリット、デメリットなどをわかりやすくご説明下さい。

次に、公共投資の適正化により、5年間で30億円程度の削減効果が見込まれていますが、歳出の10%強を占めるその事業規模から見るといかにも数字が小さいと思います。歳出の抜本的見直しを行うとすれば、公共事業にもっとメスを入れる必要があるのではないのでしょうか。

また、改革本部の取組強化として、400億円程度の削減効果が見込まれていますが、中身が何も記載されていません。実際にどのような取組をされるのか具体的にご説明下さい。

最後に、県債残高についてお尋ねいたします。

県債残高は、29年度末見込みで1兆2,600億円あまりと依然として高い水準にあります。特に今後、公債費の平準化により毎年の返済額を減らすとすれば、これまでと同じペースで新規の起債をしていけば、当然に県債残高は増加することになります。

後世につけを残さないために、県債残高の縮減についても財政再建の目標に加えるべきではないでしょうか。

次に、来年度予算案の中で少し気になる点をお聞きいたします。

まず、今回調査費が計上されている第二関門橋とも言われる下関北九州道路の建設です。その目的や必要性などをご説明下さい。また、建設経費の総額、県の負担割合はどの程度になるのか、今の県の財政で対応できるのでしょうか。

最後に、再編交付金を活用した事業で、来年度も岩国錦帯橋空港の整備事業費として3億円あまりが新規に計上されています。入札の経緯が問題になった駐車場の立体化に続くものですが、その内容を教えて下さい。開港してまだ日が浅く、沖縄便が復活するとは言え、利用者の動向が見通せない状況でそれほど急ぐ必要はあるのですか。採択の経緯も含めて教えて下さい。

2. 米軍岩国基地の機能強化について

1月中旬に、最新鋭のF-35Bステルス戦闘機10機の配備が強行され、2月初めには、これも最新鋭のE-2D早期警戒機ホークアイ5機が空母艦載機として先行配備されました。さらに、FA18ホーネット戦闘攻撃機などの空母艦載機最大65(61)機が、今年秋から来年にかけて移駐する予定であり、岩国は120機あまりの航空機を擁する極東最大の航空機基地になります。

基地機能の大幅な強化により、騒音や治安など市民生活にどのような被害をもたらすのか、正確な情報を市民に伝え、その被害をできるだけ防止するために努力することが、私たちに課せられた責任だと思えます。

先日、「岩国基地再編案に関する再検討結果」という資料をいただきました。これまでの経緯や国からの回答などがよくまとめられていますので、これをもとに、私なりに疑問点などを整理して質問いたします。

まず、冒頭に、「空母艦載機の移駐については、平成18年時点で一定の整理をした」とありますが、これは、周辺住民の生活環境があまり変化しないので「基地機能の強化には当たらない」と判断し、今回、機種や機数に変更されたことから、疑問点を照会した上で再整理すると理解していいのですね。お答えください。

まず騒音被害についてお聞きいたします。

国が示した騒音予測コンターによると、それほど騒音はひどくならないとされていますが、これはあくまで一片の予測資料に過ぎず、実態を正確に反映しているとはいえません。実際に市街地の上空を飛ぶ機影が頻繁に目撃されているにもかかわらず、陸上の飛行コースが想定されていません。また、コンターは1年間を通した騒音予測であり、年間の滞在期間が数ヶ月の艦載機に当てはめるのにはそもそも無理があります。短期間に集中的に激しい訓練をする艦載機の飛行実態に合わせて騒音被害を正確に把握し対策を取る必要があります。

まず初めに議論の大前提として指摘したいのは、岩国爆音訴訟の第一審判決で、現在の騒音が違法であると明確に認定されているということです。新たな負担を受け入れる前に、この違法状態の解消を求めることが先決だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、艦載機の訓練は、主に日常の訓練、空母艦載機離発着訓練(FCLP)そして空母着艦資格取得訓練(CQ)の三種類に分けられます。それぞれ激しい騒音被害をもたらすと聞いていますが、それぞれの目的や内容、騒音被害の実態についてご説明下さい。

次に、安全性についてお聞きいたします。

航空機別の事故率などについて分析が行われていますが、それは、あくまで統計上の数字に過ぎません。実際に事故が起こったときにどのように対応するかが大切だと思います。昨年10月の火災事故の根本的原因が究明されず、十分な対策も取られないまま、今日もF-35Bステルス戦闘機が飛んでいます。その後、事故原因に関する新たな情報を把握しているのですか。また、最終報告書はまとまったのでしょうか。

重大事故が発生した場合には、国任せにするのではなく、県自らが、アメリカ側に原因の徹底究明を要求し、原文の報告書を手に入れ分析、検討すべきです。さもなくば、県民の安全を守るといふ知事の責任が果たせないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、治安についてお伺いいたします。

国の回答では、隊員教育や綱紀肅正、安全パトロールなど形式的な対策が並ぶだけで、とても実効性があるとは思えません。

最近、基地関係者だけが住む新たな住宅地ができており、YナンバーやAナンバーの車を見かけることも多くなりました。艦載機の移駐とともに家族も合わせて約3,800人増加することになれば、当然、交通事故や犯罪の発生が心配されます。そこで、県警にお聞きいたします。基地外に居住する関係者の人数や居住場所、Yナンバーなどの登録件数などその実態を教えてください。

地位協定の壁があることは十分承知していますが、私達が頼りにするのはやはり日本の警察です。事故や事件防止のために、今後、どのような対策を取るお考えかお聞かせ下さい。

3. 愛宕山の米軍施設について

愛宕山では、野球場などのスポーツ施設がその全容を見せ始めていますが、私達の税金を使って米軍のために、これほど豪華なものを作る必要があるのかと素朴な疑問を抱くとともに、これが、基地を押し付けるためのアメの象徴として記憶されていくのではないかと思います。

以前の住民説明会では何も説明されませんでしたでしたが、米軍住宅やスポーツ施設の建設経費と完成時期、市民の利用方法などを明らかにして下さい。

各所で大規模な法面工事が行われ、自然、環境破壊が一段と進行しています。

前回、国のやることで県はあずかり知らないという趣旨の答弁を頂き、正直がっかりしました。都市計画や防災を所管するのはまさに県行政であり、その気になれば果たすべき法的責任がたくさんあるのではないかと率直に感じます。

そこで、疑問に感じたことをもう一度お尋ねいたします。この地区は、用途地域として第二種住居地域に指定されており、住居を主体として、その他の建設物は店舗やホテルなどに限られるという用途制限がかかっていると思いますが、今回の法面工事のような大規模な構造物を建設することは用途制限に反するのではないですか。

前回の答弁で、一部の法面工事が民有地にはみ出しているとのことでしたが、その部分はすでに国により買収されているのでしょうか、面積と合わせて教えてください。また、愛宕山と一体のものとしてその部分の用途地域の変更が必要となるのではないのでしょうか。

今回の法面工事も含めて愛宕山全体で考えれば、県の条例により、環境アセスメントの対象となる第二種事業に該当するのではないかと思います。いかがでしょうか。

最後に、愛宕山の用地及び施設の米軍への提供について、昨年12月の日米合同委員会で合意がなされたと聞いていますが、その内容を教えてください。その後、実際に米側への提供は行われたのでしょうか、この間の経緯を明らかにして下さい。また、「日米

地位協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律」第7条により、米国に対して国有財産を提供する場合には、防衛大臣は、あらかじめ関係都道府県知事と市長の意見を聴かなければならないとされていると思いますが、この手続はいつ、どのような形で行われたのでしょうか。お答えください。

4. 探究科設置と学校図書館の充実について

県内各高校の志願者数が先日発表されました。その中で私が注目したのは、新年度から宇部高校と下関西高校の2校に探究科が新設されることです。これまでの知識重視から思考力、判断力、表現力などを高める教育へ、アクティブラーニングによる学習を目指すとする県教委の具体的な取り組みの表れだと思えます。しかし、志願倍率を見てみると、宇部高校では1倍、下関西高校では1.1倍と決して高くはありません。この数字を県教委ではどのように受け止めていらっしゃるのか、まずお尋ねいたします。

探究科での授業では、生徒だけでなくそれを担当する教員の負担が増すことが懸念されます。そこで、まず浮かぶのが学校図書館の果たす役割です。アクティブラーニングにおいて、図書館利活用の具体的な取り組みがあればお示してください。

授業の準備の段階において、生徒も教員も、どのような資料を調べればよいか、関連資料として使うには何が適切か、学校以外の図書館の蔵書は何があるのかなど、教員の長時間勤務の問題が指摘されている中、これらをこなすことは不可能ではないでしょうか。そこで、的確な資料提供はもとより、教員の負担を軽減させるためにも専任の学校司書の配置は不可欠と考えます。探究科を設置される2校の図書館の開館時間、利用人数、司書教諭が学校図書館業務を行っている時間数を教えてください。また、同じ2校について、昨年度の図書購入費の予算と実績額をお答えください。

私はこれまで学校図書館について、その充実を願い何度か一般質問をしてきました。しかし、残念ながらその充実が図られてきたとは言い難い状況にあると思えます。特に県立高校の図書館は、「古い本のある自習室」という実態で、とても学校図書館として機能を果たしているとは思えません。

そこで、県立高校図書館の現状を教えてください。私もメンバーである「学校図書館を考える会・やまぐち」では、2月5日に県教委のご協力でご講演をしていただきました。その中でアクティブラーニングとの連携の説明がなかったことは大変残念でした。またお話をうかがい物的・人的な整備充実、そして公共図書館との連携も不可欠であるということを感じました。

文科省の協力者会議「これからの学校図書館の整備充実について」のはじめの部分には、「学校図書館は、(中略)調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニングの視点からの学び)を効率的に進めていく役割が一層期待されている」と記されています。

しかし、これまでの県教委の取組は、学校図書館に関する国の動きやアクティブラーニングと連動し活用されていると評価できるものではないと思えます。

探究科を設置され、アクティブラーニングなどの施策を進められようとする中で、学校図書館の果たす役割について、県教委としてどのように考えておられるのか、またその機能の充実が必要と思えますが、いかがお考えでしょうか。

<再質問>

1. 財政について

公債費の平準化により、毎年の返済額は減少しますが、逆に利率は上がり返済総額は増加します。借金を先送りするだけで、本当の歳出改革にはつながらないと思います。

県の財政運営を見ていて感じるのは、歳出を積み上げたら財源が不足し、その穴埋めに苦勞する、これではいつまで経っても事態は改善しません。

この際、発想を転換して「入るを量りて、出ざるを制す」という財政の原則に立ち返るべきです。税金などの一般財源を見込み、借金はプライマリーバランスを考慮するのは当然として、さらに元本の返済額以下に抑えることで歳入に一定の枠を設定し、その枠内に歳出を抑え込むという基本方針さえ確立すれば、財政は自然に良くなるはずで

す。実際には、外部からの様々な働きかけもあり簡単ではありませんが、無駄を省き、貴重な税金を優先順位をつけて公平・公正に使うというトップの強い意思があれば必ず実現できます。こうした財政運営の原則を明確にすることが先決だと思いますが、知事のお考えをお聞きいたします。

2. 基地問題について

北朝鮮のミサイル発射について、緊急の質問をします。今回、特に驚いたのは、在日米軍基地を標的とした訓練だったと明言したことです。基地を抱えるまちの危険性が現実のものとなり、このまま、極東一の航空機基地になれば、その危険性は一段と高まることとなります。こうした新しい事態を十分に考慮に入れて、空母艦載機の移駐を判断する必要があると思いますが、知事としてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

国の回答によると、「FCLPについては、できる限り硫黄島で実施するよう求める」とされていますが、残念ながら、岩国では実施しないとは一言も書いてありません。また、FCLPが硫黄島で実施される場合も、必ず岩国が予備基地に指定されます。つまり、FCLPは今後も岩国で実施される可能性は大きいこととなりますが、NLPは容認しないという県の方針に反するのではないですか。

次に、「まだ容認していない」という知事や市長の言葉に大変違和感を持ちます。なぜなら、再編交付金の交付要件の第一に「再編を受け入れること」と規定されており、交付金を受け取っている岩国市はこの要件に合致していること。さらに、米軍住宅を初め受け入れ準備が急ピッチで進められ、取引条件にされた民間空港も開港し、すでに、「容認しない」という選択肢はないというのが常識です。それでも「容認していない」と言うことにどのような意味があるのですか。同様に、「普天間移設の見通しが立たない限り先行移駐は認められない」と言うことにどのような意味があるのですか。お答えください。

3. 愛宕山について

- ① 愛宕山用地約75万平方メートルが米軍に提供されたようですが、その中に、法面工事の民有地にはみ出している部分も含まれているのでしょうか。間もなく、

その境界に沿ってフェンスが張られ、米軍用地が当初の説明より、知らない間に拡大されるということですか。

- ② また、米軍に提供され治外法権の土地になったとすれば、もはや連続したまちづくりは不可能であり、現在の基地と同じように市街化区域から外す必要があると思いますが、その手続は行われるのでしょうか。
- ③ 国有財産を米軍に提供する場合の法的根拠と手続きを教えて下さい。無償提供であるから地元への説明は不要と言われたかと思いますが、提供と使用は違うということであれば、愛宕山については、改めて「使用」の手続きを行うことになるのでしょうか。無償提供と無償使用の違いをもう一度説明してください。また答弁で軽微というの、軽微と判断された根拠と法的根拠を教えてください。

4. 探究科設置と学校図書館の充実について

図書購入費の予算と実績額の答弁で、実績額が少なかったようですが、その差額にあたる部分は何に使われたのか教えてください。

アクティブラーニングを中心とした教育を推進される探究科を県内で初めて設置される2校について、まずはモデル校として専任の図書館司書を配置していただけないでしょうか。専任司書の必要性を議論し、学校図書館の果たす役割がいかに重要かを考えるタイミングとして、この機を逃してはならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、学校図書館は、アクティブラーニングを効果的に進める役割を果たすとの認識であるのであれば、この2校について、来年度図書館機能の充実に向けた図書購入費も含めた予算の増額を考えていただけないでしょうか、併せてお伺いいたします。

<再々質問>

1. 基地問題

さらに、艦載機は日常的にタッチアンド・ゴーを繰り返す激しい訓練を行うことで知られていますが、現実には、期間限定のFCLPよりさらに深刻な騒音被害をもたらすと言われております。NLPはダメだが、日常訓練は構わないというのでは首尾一貫しないと思います。この点については、いかがお考えでしょうか。

「普天間の見通しが立たない限り先行移駐は認めない」という容認の根拠については答弁漏れです。

2. 愛宕山について

愛宕山を米軍に提供して使用させるのですから、両者は一体のものとして地元自治体の意見聴取が必要だと考えるのが自然ですが、仮に今回はないとしても、実際に米軍が使用する前に法律に基づき知事の意見聴取が行われる必要があります、もう一度国と協議の上、適切に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、今の米軍基地がいわゆる白地であることから、新しく基地となる愛宕山も当然都市計画の変更が行われるはずですが、それはいつ行われるのでしょうか。

3. 探究科設置と図書館について

県教委が進めておられるアクティブラーニングが、具体的に行われる探究科が設置される2校でさえ、専任の図書館司書についても、図書館充実の予算についても、あまり前向きな姿勢を見せていただくことができず残念でした。

要望ですが、今後の探究科での取り組みと学校図書館の充実を、次代を担う子供たちのために強くお願いいたします。

(完)